

参考資料1

平成21年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(厚生労働省関係)

平成20年7月18日

全 国 知 事 会

目 次

《政策要望》

1	社会福祉及び保健医療対策等の拡充について……………	1
1	社会福祉施策の推進等 ……………	1
2	保健医療体制の整備等 ……………	4
3	新型インフルエンザ対策の推進 ……………	7
2	次世代育成支援対策の推進について……………	8
3	人権の擁護に関する施策の推進について……………	10
4	雇用対策の推進について……………	11

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

社会福祉及び保健医療対策等の分野における最近の国の対応は、地方の実情や現場の声を踏まえたものとなっておらず、国は、制度設計を行う立場にありながら、現実には生じる深刻な課題への対応は地方に転嫁するなど、由々しき状況にある。全国知事会では、昨年度の提案・要望において、こうした国の対応に強い憂慮を表明するとともに、制度の設計や事業の運用に当たって、国は地方の意見に十分に耳を傾けるよう、申し入れを行ったところである。

しかしながら、その後も、地方を実施主体とし、地方に新たな巨額の財政負担等を生じさせる施策を、地方の意見を聴くこともなく強行するという極めて遺憾な事例が発生した。全国知事会では、厚生労働大臣に対して強く抗議し、大臣からは、「新たな事業の設計、実施に当たっては都道府県等とも十分に協議させていただきたい」との回答をいただいている。

国においては、制度の設計や事業の運用に当たって、こうしたことを二度と起こすことなく、地方の意見に十分に耳を傾けつつ、真に住民への責任を果たしうよう、次の事項について、十分に対処することを求めるものである。

1 社会福祉施策の推進等

高齢化の急速な進展は、社会経済や社会保障への重大な影響が懸念されることから、高齢者の介護予防、自立した生活のための支援策の拡充、介護サービス人材の確保など高齢者施策の充実を図ること。

障害者施策については、障害福祉サービスの十分かつ適切な提供体制の確立を図るとともに、障害者の自立と社会参加に向けた支援を強化すること。また、障害者自立支援法の見直しについては、国会での附帯決議や障害者・地方の意見、現在実施されている特別対策及び緊急措置の実施状況を十分に踏まえ適切に対応すること。

生活保護制度の改革に当たっては、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持した上で、社会経済状況の変化に対応できるよう、制度内容の改革を行うこと。

【具体的な要望事項】

- (1) 高齢者が地域で安心して自立した生活を継続できるよう、介護予防施策、認知症対策等の充実を図ること。
- (2) 予防給付や地域支援事業を円滑に実施するため、介護予防サービスに係る人材の育成やサービス提供体制の整備、介護予防サービス計画の作成報酬の引き上げなど、十分な支援策を講じること。また、必要なサービスの質及び量の確保とともに、低所得者への配慮を十分行うこと。

なお、これらの実施に当たっては、地方公共団体の事務負担、財政負担が過重にならないように十分配慮すること。

(3) 平成21年度の介護報酬改定に当たっては、地域特性や各種サービスの利用状況を踏まえて適切に見直すこと。また、今後、ますます需要の増加が見込まれる介護サービスを担う人材を確保するため、適切な水準の介護報酬を設定するとともに、労働環境の改善やキャリアアップの仕組みの構築のための施策を推進すること。

(4) ノーマライゼーションの理念のもと、地域の実情に即した取組みが進むよう、また障害種別に関わらず必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービスの充実、相談支援体制の整備及び地域生活支援事業の十分な財源確保を図ること。このうち、障害福祉サービスの充実については、離島や過疎地域等地理的条件の不利な地域におけるサービスの円滑な提供に必要な支援を行うとともに、身体障害者についてもグループホーム・ケアホームの利用対象とすること。相談支援体制の整備に関しては、サービス利用計画作成費の算定基準拡大を図ること。

併せて、障害者の地域における自立と社会参加に向け、就労支援、地域移行、地域生活支援等の支援体制を強化すること。

(5) 障害者自立支援法の施行後3年を目途とする見直しに当たっては、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取し、その検討状況を明らかにしつつ、利用者負担額の軽減、事業者の経営基盤強化、障害程度区分認定システムの改善等を行うこと。

利用者負担については、特別対策及び緊急措置として実施している低所得者への負担軽減措置を恒久的な制度とすること。また、恒久化に当たっては利用者にとって分かりやすい制度とすること。

事業者の経営基盤強化については、経営実態調査の結果を踏まえ、サービスの質の向上、良質な人材の確保、経営の安定化を図ることができるよう、法施行前の収入の確保に配慮すること。

障害程度区分認定システムについては、3障害それぞれの障害の特性を十分に踏まえた適切なシステムの確立に向け、これまでの認定状況、特に二次判定で区分認定が変更されたケースや審査請求に至ったケースなどの状況を十分検証した上で、必要な見直しを行うこと。

(6) 障害児に係る施設・事業のサービス体系等について、発達支援の観点に立って、適切かつ速やかに見直しを行うこと。

(7) ひきこもり担当部署を国に設置し、ひきこもりの状態にある者や家族への援助に対する専門的・技術的支援と財政支援を行うこと。

(8) 生活保護制度は国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、今後も法定受託事務の枠組みを堅持するとともに、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持すること。制度改革に当たっては、厚生労働大臣、全国知事会の代表及び全国市長会の代表（首長）による協議会を開催し、協議事項や基本的考え方を整理した上で、実

務者レベルの協議を行うこと。

2 保健医療体制の整備等

医療を取り巻く環境の変化に即し、地域の実態を十分考慮した医療提供体制の体系的整備を図ること。特に、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図ること。地域及び診療科における医師偏在については、医師の養成のあり方等を早急に見直すとともに、新医師確保総合対策や緊急医師確保対策、安心と希望の医療確保ビジョン等に基づき、医師確保対策を強力に推進していくこと。

自治体病院については、公立病院改革ガイドラインを踏まえた改革プランの策定とそれに沿った経営の健全化、病院の再編ネットワーク化、経営形態の見直し等が求められている。自治体病院が改革を進めるに当たり、国においては、へき地医療など地域において重要な役割を果たしている公立病院の使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の健全化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)については、円滑な運営のため必要な措置を講じるとともに、新たな措置の実施によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することがないよう、国は責任を持って対応すること。

将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、医療保険制度の改革等を引き続き着実に行うこと。特に、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示するとともに、改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するように努めること。

国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 国立病院機構の病院・療養所の運営に当たっては、医療提供体制の体系的整備を推進する観点、及びこれまでの地域医療の担い手としての役割を十分踏まえて対応すること。
- (2) 社会的要請の強い救急、へき地、周産期、小児等の医療の充実を図ること。特に、地域及び診療科における医師偏在の解消のための抜本的な対策として、へき地・周産期など地域医療で特に必要性の高い分野における一定期間の診療経験を医療機関の管理者となる要件とするほか、臨床研修修了後、一定期間医師不足地域での勤務を義務付けるなど、具体的な対策を講じること。
- (3) 小児科医、産婦人科医、麻酔科医、看護師、助産師、理学療法士等医療従事者の養成確保・資質の向上及び子育て支援策の充実などの就業環境の

整備を総合的に推進すること。特に、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の改善を図るためには医師総数を増やすことが必要であることから、地域の実情に応じたさらなる大学医学部の定員増等を行うこと。また、大学教育から後期研修の各段階で、へき地及び特定診療科に勤務する医師を養成する具体的仕組みづくりを行うこと。

- (4) 医師の標準数については、病院の持つ機能や慢性期・急性期などの患者の特性に応じた設定を行うとともに、医師確保が困難な地域については、病院の開設許可等に当たっても特例措置を講じること。
- (5) 病院勤務医の過重労働を解消し、本来業務に専念できる勤務環境を確保するため、医療関係職種の役割分担の在り方や業務の範囲について、具体的に検討し明らかにすること。
- (6) 内科、小児科を中心とし、診療科全般に渡って高い診療能力を有しているいわゆる総合医は、へき地に限らず地域でも大いに求められる人材であることから、総合医を専門医と同様に位置付け、育成を図ること。
- (7) 救急病院に軽症の患者がかなり集まっている現状に鑑み、病院勤務医の負担を軽減するため、地域の開業医に今まで以上に政策医療への協力を呼びかけるとともに、救急病院の適正利用を促す取組みを強化すること。
- (8) 救命救急センターや二次救急医療機関等の役割・機能の十分な発揮により救急医療の充実を図るとともに、ドクターヘリの導入促進やその安定的運用により救急搬送体制の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。
- (9) 自治体病院については、公立病院改革ガイドラインを踏まえた改革プランの策定とそれに沿った経営の健全化、病院の再編ネットワーク化、経営形態の見直し等が求められている。自治体病院が改革を進めるに当たり、国においては、へき地医療など地域において重要な役割を果たしている公立病院の使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の健全化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。
- (10) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、新たな措置の実施によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することがないように、国は責任をもって対応すること。

また、国は、率先して制度創設の趣旨、保険財政の仕組み、保険料の算定・徴収等について、関係者・関係団体、報道機関等を通じ、今まで以上に周知徹底や理解を図り、迅速な制度の定着に努めること。

さらに、新たな対策の実施に当たって、内容によっては、地方の現場では、相当量の事務量が発生することから、更なる混乱を招かぬよう、具体的な実施方法等について、地方と十分協議を行うこと。新たな対策の広報活動についても、国民に対し率先して十分な説明、周知を行うこと。

- (11) 医療保険制度の改革については、地方の意見を十分に反映させ、国の責任において、医療保険制度における構造的問題の具体的な解決策を講じる

とともに、負担と給付の公平化、安定した制度運営を将来にわたって確保するため、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示すること。

- (12) 健康増進法の理念を十分周知し、国民自らの生涯にわたる健康づくりに対する支援を行うとともに、地方公共団体が行う生涯を通じた健康増進、疾病予防対策を効果的に推進するための環境の整備を推進すること。
- (13) 感染症対策については、諸外国との連携体制を強化し、適切な予防対策を講じること。また、国内における感染症発生時の対策の充実を図るとともに、必要な支援を行うこと。特に、結核予防法の感染症法等への統合後も結核根絶に向けた取組みを後退させることがないよう、国立病院機構の病院・療養所の結核病床について現行規模を確保する等、結核対策の一層の充実を図ること。
- (14) 難病対策は、国において全国的な制度として実施されるべきものであることを踏まえ、特定疾患治療研究事業の対象疾病を見直すなど、難病を有する者に対する保健・医療及び福祉関連サービスを充実させるとともに、法制度化等による制度の安定化を図ること。また、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担を早期に解消すること。

3 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザは、これまでの感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であることから、国が主体となって、地方公共団体との十分な事前協議のもと、国民的な合意を得ながら対策を進めること。

さらに、これら対策の実効性を高めるための法整備や、地方公共団体等への十分な財政措置を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題として、より広範な対応を想定した各種法令の整備、医療機関の患者受入れの促進、自衛隊、警察及び消防機関と都道府県知事との具体的な連携方策の明確化等について、国が強いリーダーシップを持って対応するとともに、国、都道府県、市町村それぞれの責務及び役割分担を明確にすること。
- (2) 新型インフルエンザ対策を国民に周知し、ワクチン接種の優先順位、新型インフルエンザに関する医療体制、発生時に想定される個人の権利の制限、公共交通機関の運行制限、患者情報の公開等について国民的な合意を得ること。
- (3) 新型インフルエンザ患者に対応する医療機関及び医療従事者の確保や社会機能の維持等に当たって、都道府県知事が新型インフルエンザに対し、実効性ある総合的な対策を推進するため、災害救助法や災害対策基本法に類似した権限を付与するなど、法的な整備を進めること。
- (4) ワクチンの接種、集会等の自粛要請等の対策について、その法的根拠を明確にするとともに、関係する地方公共団体の長に当該対策の実行に係る権限を付与すること。
- (5) 医療体制の整備、ワクチン接種、住民支援など地方公共団体や医療機関が行う新型インフルエンザ対策に要する費用について、十分な財政措置を講じること。

2 次世代育成支援対策の推進について

社会保障給付費における児童・家族関係給付を充実させ、子どもを生き育てることについての経済的支援や、すべての親子を対象とした子育て支援サービスなど、子ども・子育て家庭に対する支援を大幅に強化すること。

また、男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化するとともに、出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。

さらに、個人の意思を尊重しつつ、子どもを生き育てることについて、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、あらゆる主体の参加と連携による機運の醸成を図ること。

【具体的な要望事項】

- (1) 社会保障給付費における児童・家族関係給付を充実させ、子育て家庭に対する手当の充実を図るとともに、育児休業中の所得保障の充実を図ること。あわせて、所得税の税額控除制度の新設など、子育て家庭に対する支援税制を実施すること。

また、不妊治療費、妊婦健診費及び出産費への助成拡大又は医療保険適用、乳幼児医療費の負担軽減、並びに多子世帯等に対する保育料の軽減を図ること。あわせて、現物給付方式により乳幼児医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

さらに、奨学金制度を拡充するとともに、奨学金の返還金を所得税の所得控除とするなど、子どもが教育を受ける期間に係る費用の負担を軽減すること。

- (2) 多様な保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るための予算を大幅に増やすとともに、子育て支援サービスの質の向上のための施策を行うこと。

また、「認定こども園」や「放課後子どもプラン」など、福祉施策と教育施策とで対象者が重なっているものについて、地域の実情に応じた総合的な施策の展開を図ることができるよう進めるとともに、子育て支援の施設と高齢者や障害者の施設の複合化を推進すること。

- (3) 産科、小児科医の確保や子どもの安全対策の強化など子どもが健やかに育つ環境づくりを進めること。

また、中高生の頃から、子ども・子育てや命の大切さを学ぶようにするとともに、乳幼児との触れ合いの機会を増やすなど、次代の親育ての取組みを進めること。

さらに、女性が子どもを健やかに生き育てられるよう、健康支援策を推

進すること。

- (4) 企業において働き方の見直しや従業員への支援が進むよう、子育て支援に積極的な企業に対する法人税の優遇措置の拡充、一般事業主行動計画の策定義務の300人以下の企業への拡大、及び行動計画の公表義務付けを行うこと。

また、21世紀職業財団の助成金の財源枠の拡大、要件緩和や手続きの見直しなど中小企業等への助成制度を充実すること。

- (5) 地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡処遇の推進、再就職の支援など、出産・子育てに合わせた多様な働き方ができるよう雇用環境の改善を図ること。

また、男性に特化した育児休業制度の導入の検討を始め、長時間労働の削減、年次有給休暇や育児休業を取得しやすい環境の整備、啓発など、子育て期にある男性の働き方の見直しを促進すること。

さらに、国と地方の労働行政の情報の共有化、役割分担の見直しを行うこと。

- (6) 勤労観・職業観の育成、就労支援の強化、ニート・フリーター対策など、若者の経済的自立を促し、未婚化・晩婚化の要因の解消を図ること。
- (7) 個人の意思を尊重しながら、出産や子育ての意義・素晴らしさ等についてより国民にメッセージが伝わるよう、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するとともに、結婚について国民的関心を惹起するための取組みを行うこと。

また、あらゆる主体が次世代育成支援に参加する機運づくりについても、マスコミ等と連携して積極的に取り組むこと。

3 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

特に、児童・高齢者・障害者等の虐待や、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

なお、民法第772条のいわゆる300日規定に起因する無戸籍児問題については、子の人権を擁護する観点から、実態を十分踏まえた実効性ある対応策を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。
- (2) 女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・ハンセン病患者等にかかわる不当な差別、その他のあらゆる人権侵害を早急に解消するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育・啓発を総合的かつ計画的に推進すること。また、諸施策の実施状況を点検し、その結果を基本計画の見直しに適正に反映させること。
- (3) 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童に対する適切な保護など諸施策の実施に当たっての支援策等必要な措置を引き続き講じるとともに、家族再統合並びに子どもの自立に対する支援についての体制整備を図ること。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の円滑な実施のため、引き続き、専門的知識を有した人材の確保、養成などに対し支援を行うとともに、制度の普及啓発、高齢者虐待の発生要因等実態把握に努め、より具体的な虐待の定義、判断基準を示すこと。
- (5) 障害者に対する虐待については、虐待防止、被虐待者の保護及び養護者支援等を推進するため、早急に十分な措置を講じること。
- (6) 配偶者等からの暴力による被害者の自立支援については、国の責務として全国的に一定の水準を確保するための施策を示すこと。また、加害者の更生に向けたプログラムを早急に作成すること。
- (7) 民法第772条のいわゆる300日規定に起因する無戸籍児の問題については、子の人権を擁護する観点から、引き続き実態を十分踏まえた実効性ある対応策を講じること。

4 雇用対策の推進について

依然として厳しい雇用情勢に対応した機動的かつ効果的な雇用の安定的確保対策や離職者対策を一層強力に推進すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 若年者、女性、中高年齢者及び障害者等の雇用・就業機会の確保・拡大や再就職・起業支援など適切な能力開発・就業支援の充実強化を図ること。特に若年者の社会的自立促進のためのジョブカフェ関連事業や障害者自立支援法及び障害者雇用促進法に基づく障害者の就労支援については、十分配慮すること。また、雇用状況が改善していない地域においては、離職者訓練の充実・強化など支援策を講じること。
- (2) 都道府県が地域の実態に即し、総合的な雇用・就業対策を実施できるよう、公共職業安定所の有する雇用情報等の積極的な提供に努めること。
- (3) 都道府県労働局及び公共職業安定所においては、地方公共団体との積極的かつ有機的な連携の強化に努め、地域の実情に対応したきめ細かな取組みを展開すること。
- (4) 雇用形態が多様化する中であって、正規労働者と非正規労働者との均衡ある処遇や日雇い派遣を含む登録型派遣労働問題など、正規・非正規労働をめぐる問題に対処するため、法的な整備等必要な取組みを進めること。